

特定施設の定期調査について

4年に1回実施している一般用電気工作物の定期調査のうち、保安上の観点から、特定の一般用電気工作物(特定施設)は1年に1回調査を実施することが経済産業省通達(平成15・12・19原院第12号)により定められております。

特定施設に該当するお客さまで定期調査が4年に1回である場合は、[お近くのほくでんネットワーク](#)までご連絡をお願いします。

特定施設に該当する施設とは？

寝たきりの
ご老人宅

一人住まいの寝たきりご老人宅

以下の施設は、電灯・動力契約の合計契約電力が10kW以上の施設に限ります

プール施設

自治体または公益法人が所有するプール施設

公衆浴場

以下の施設を除く、公衆浴場施設

- ・蒸し風呂等の蒸気浴を行うもの
- ・サウナ等の電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用するもの
- ・特殊浴場等の個室において客に接触する役務を提供するもの

学校

幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校

保育所

保育所、こども園

病院・診療所

患者を入院させるための施設を有する病院・診療所

老人福祉施設

老人サービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センターおよび老人介護支援センター

重要文化財

重要文化財のうち、建築設備